

～ パソコン内職あっせんをめぐる消費者トラブル ～
事業者が解決案を拒否！事業者名を公表
東京都消費者被害救済委員会

本日、東京都消費者被害救済委員会（会長 淡路剛久 立教大学大学院法務研究科委員長）から、「パソコンを使用する内職のあっせんに係る紛争」（平成 16 年 12 月 2 日付託）の審議の経過と結果について、東京都知事に報告がありましたので、同種被害の防止及び救済を図るため、東京都消費生活条例第 30 条に基づきお知らせするとともに解決案を拒否した相手方の事業者名を公表します。

なお、本件販売会社に係る都内消費生活センター等の相談受付件数は、本紛争案件及び他の信販会社等が関わる案件を含め、過去 5 年間で合計 185 件に上っています。

紛争の概略

申立人ら三人は、パソコンを使った内職をするには、指定のパソコンレッスン教材を購入して資格を取得することが条件といわれ、支払総額約 90 万円のクレジットで教材を購入したが、仕事がほとんど与えられないまま、販売会社（2 社）はいずれも事実上倒産状態となり、いわゆる信販会社である下記事業者に対する契約代金の支払い（残額 47～62 万円）が残ってしまった。

- ・所在地 宮城県仙台市青葉区
- ・名称 株式会社 S・C・S
（旧社名 株式会社セイズクレジットサービス）

報告のポイント

< 解決案の考え方 >

申立人ら三人は、クーリング・オフを主張して販売会社との契約を解除できることを根拠に、未払金に係る（株）S・C・S からの支払請求を拒否することができる。

（株）S・C・S と販売会社は、役員が共通し、本店所在地も同じ時期があるなど事実上一体ないしそれに近い密接な関係にあり、申立人らは（株）S・C・S に対し、未払金の支払拒絶のみならず既払金の返還を求めることができる。

< あっせん及び調停 >

委員会は、紛争の円満解決という観点から、『S・C・S が残債権を放棄し、既払金の半額を返還等』を内容とするあっせん案を提示した。申立人らは全員あっせん案を受諾したが、（株）S・C・S は拒否した。

（株）S・C・S があっせん案を拒否したため、本来望ましいと考える解決案を示すという観点から、あらためて（株）S・C・S に対し、『申立人との契約に基づく債権・債務が存在しないことの確認及び（株）S・C・S による既払金の全額返還等』を内容とする調停案の受諾を勧告したが、（株）S・C・S はこれについても受諾を拒否した。

< （株）S・C・S が委員会の解決案を拒否した主な理由 >

本件紛争で既払金の返還を受諾すれば、他の事案でも同様の対応をしなければならない。

東京都では、本件のように未解決に終わった案件について、申立人である消費者が提訴又は応訴する場合は、東京都消費生活条例第 31 条により、訴訟資金の貸付などの訴訟援助を受けることができる制度を設けています。

東京都消費者被害救済委員会は、消費生活総合センター等の相談機関に寄せられた苦情・相談のうち、都民の消費生活に著しく影響を及ぼし又は及ぼすおそれのある紛争について、「あっせん」や「調停」を行うことにより、公正かつ速やかな解決を図るため、東京都消費生活条例に基づき設置された知事の附属機関です。

【問い合わせ先】 東京都消費生活総合センター活動推進課
電話 03 - 3235 - 4155

「パソコンを使用する内職のあっせんに係る紛争」の概要

1 紛争の概要

申立人ら三人が、パソコンを使った内職希望者募集のチラシ広告を見て販売会社（株）セイズ、（株）クラブページ。いずれも事実上倒産状態）に資料を請求したところ、販売会社からパソコンレッスン教材の購入契約書用紙等が送付された。その後、営業員から電話で「収入は月5万円以上にはなる。そのためには、指定された教材を購入し、検定に合格するなどの資格を取得する必要がある」との説明を受けた。申立人らは約66万円もの高額な教材は不要などと断ったが、「仕事の紹介を受けるのに必要」などと数回にわたり勧誘され、やむなく支払総額約90万円のクレジットで契約した。

ところが、勧誘時に説明されたような収入は得られず、また、その後、販売会社が事実上倒産状態となり、今後仕事が提供される可能性もなくなったことなどから、申立人らは、契約の解除と既払金の返還を求めた。

これに対し（株）S.C.S は、「申立人らとの契約内容から未払金の支払いを拒否できない」、「販売会社は事実上倒産状態となっているが、仕事をあっせんする仕組みは存続しており、内職のあっせんは可能」、「解約損料を支払えば解約に応じる」などと主張し、紛争となった。

2 報告の内容

（1）解決案の考え方

申立人ら三人は、クーリング・オフを主張して販売会社との契約を解除できる（特定商取引法58条）ことを根拠に、未払金に係る（株）S.C.S からの支払請求を拒否することができる（割賦販売法30条の4）ことは明白。

（株）S.C.S は、販売会社と役員が共通し、本店所在地も同じ時期があるなど事実上一体ないしそれに近い密接な関係にあり、申立人らと販売会社との間の契約がクーリング・オフによる解除等により消滅すると、申立人らと（株）S.C.S との間の契約もその効力を失うので、申立人らは（株）S.C.S に対し、未払金の支払拒絶のみならず、既払金の返還を求めることができる。

（2）あっせん及び調停

あっせん …… 紛争の円満解決という観点から、『（株）S.C.S による残債権の放棄と既払金の半額返還等』を内容とするあっせん案を両当事者に提示した。

申立人らは全員受諾したが、（株）S.C.S は、本件紛争で既払金の返還を受諾すれば、他の事案でも同様の対応をしなければならなくなるが、それに耐えうる資力がないので、既払金の返還については、金額の多寡にかかわらず応じられないとして、あっせん案の受諾を拒否した。

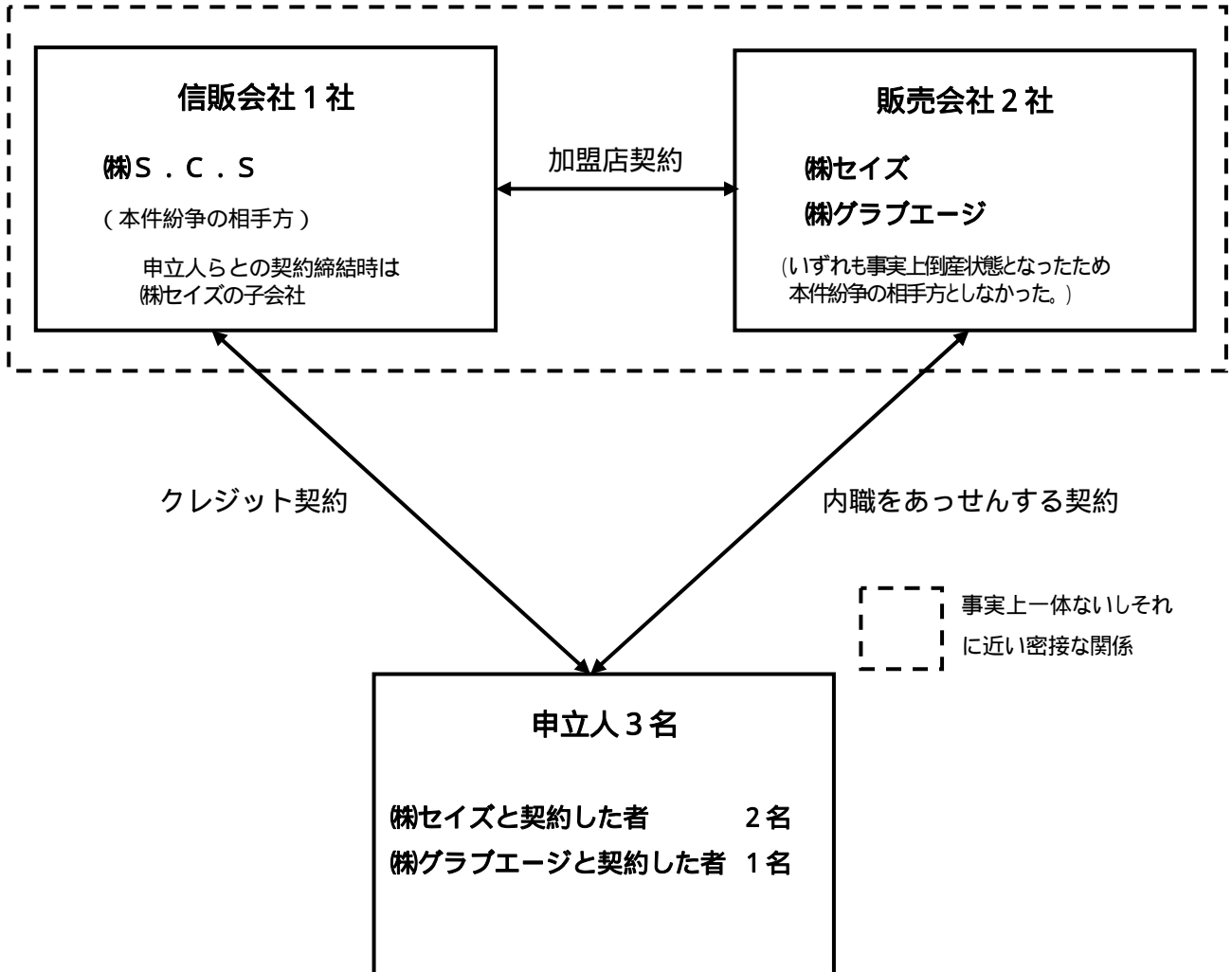
調停 …… （株）S.C.S があっせん案を拒否したため、本来望ましいと考える解決案を示すという観点から、あらためて（株）S.C.S に対し、『申立人との契約に基づく債権・債務が存在しないことの確認及び（株）S.C.S による既払金の全額返還等』を内容とする調停案の受諾を勧告したが、（株）S.C.S はこれについても受諾を拒否した。

（参考）

あっせん …… 紛争当事者間に委員会が立って、公正妥当な一般的並びに当該事案に即した解決をはかること。

調停 …… 委員会がその中立公正な立場から、一定の解決方法を立案し、この受諾を両当事者に勧告すること。ただし、法的に相手方を拘束するものではない。

本件紛争における消費者と事業者の関連図



申立人らの既払金等の状況

(単位 円)

	契約金額 (支払総額)	既払金	残 額	あっせん案で提示した要返還額	調停案で提示した要返還額
申立人A	896,784	274,284	622,500	137,142	274,284
申立人B	874,628	328,628	546,000	164,314	328,628
申立人C	874,628	405,028	473,200	202,514	405,028

東京都消費者被害救済委員会委員名簿

平成17年5月18日現在

氏 名	現 職	備 考
学識経験者委員		(12名)
淡 路 剛 久	立教大学大学院法務研究科委員長	会 長
沖 野 眞 己	学習院大学大学院法務研究科教授	本件あつせん・調停部会委員
織 田 博 子	駿河台大学大学院法務研究科教授	
金 岡 昭	弁護士	
北 河 隆 之	弁護士、琉球大学大学院法務研究科教授	
後 藤 卷 則	早稲田大学大学院法務研究科教授	
桜 井 健 夫	弁護士	本件あつせん・調停部会委員
高 野 眞 人	弁護士	本件あつせん・調停部会長
野 澤 正 充	立教大学大学院法務研究科教授	
升 田 純	弁護士、中央大学大学院法務研究科教授	
松 本 恒 雄	一橋大学大学院法学研究科教授	会長代理
米 川 長 平	弁護士	
消費者委員		(4名)
奥 利 江	主婦連合会 常任委員	
寺 田 かつ子	東京都地域消費者団体連絡会 副代表委員	
飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟 生活環境部副部長	
矢 野 洋 子	東京都生活協同組合連合会常務理事	本件あつせん・調停部会委員
事業者委員		(4名)
遠 藤 貞 夫	東京工業団体連合会 専務理事	本件あつせん・調停部会委員
中 野 達 雄	東京都商工会連合会 副会長	
若 月 一 夫	東京都中小企業団体中央会常任理事	
渡 邊 順 彦	東京商工会議所 議員	